

# 農協改革をめぐる情勢について No.3

## 「農協改革の骨格」定まる

- 首相官邸や規制改革会議が急進的な改革を迫るなか、JAグループでは自己改革案をとりまとめ、その実現に向け与党等に対し強力に働きかけを行ってきましたが、政府・与党と協議を重ね、「農協改革の骨格」について合意するに至りました。

## ～農協改革をめぐる経過～

- 2013年9月に規制改革会議の農業ワーキンググループ（WG）の初会合が開催され、今後の検討項目として「農業者・消費者に貢献する農協の在り方」を掲げました。
- 2014年5月WGが**中央会制度の廃止、全農の株式会社化、准組合員の事業利用を正組合員の2分の1に規制する**といった急進的な内容の「農業改革に関する意見」を発表、議論が急展開しました。
- WGが急進的改革案を示した以降は、自民党農林幹部による「インナー会議」が連日開催され、首相官邸等との調整を経て、「与党とりまとめ」がなされ、6月にはその内容を盛り込んだ規制改革実施計画が閣議決定されました。
- 政府・与党が求める「農協改革」の方向は、農業・農村の実態を踏まえない**市場原理に基づく急進的な内容**であるばかりか、全農の株式会社化等は**協同組合の根幹である農家組合員の共同行為の否定**にもつながりかねません。また、農業と地域の両方に軸足を置くのではなく農業者の協同組合（**職能組合**）に**純化すべき**ではないか、総合事業を展開するのではなく信用事業を譲渡すべきではないかといった、これまでのJAの取組みを無視した組織・事業の根幹に係わる改革方向が提起されています。その背景には**TPP交渉の促進**や、郵政改革同様、JAグループが保有する**貯金や共済の米国金融界への解放**や**財界の事業拡大に向けた思惑**等の狙いも見え隠れします。
- 過去のJA大会でも確認してきたとおり、JAは「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」です。

## 農協改革をめぐる政府・与党の動き

2013年	
9月10日	規制改革会議農業WGが初会合 ⇒「農業者・消費者に貢献する農協の在り方」が検討項目に
25日	自民党「新農政における農協の役割を考える勉強会」が初会合
11月21日	農業WGが「今後の農業改革の方向について」を決定 ⇒具体的な規制改革項目は翌年6月末までに
2014年	
1月22日	安倍首相が「既得権益の岩盤を打ち破るドリルになる」と発言
2月21日	規制改革農業WGでJAをめぐる議論再開 ⇒4月に向け、JAや全国連などからヒアリング
3月14日	自民党「新農政における農協の役割に関する検討PT」が初会合
5月14日	農業WGが「農業改革に関する意見」発表 ⇒「農協解体」として政府・与党で大議論
6月10日	自民、公明両党が「与党とりまとめ」を決定 ⇒農林幹部の連日の議論で急進案を押し返す
24日	規制改革実施計画を閣議決定 ⇒安倍首相「農協法に基づく現行の中央会制度は存続しない」と発言
11月6日	JAグループが「自己改革」の具体策を決定
7日	西川農相がJAグループ自己改革に「（政府と）ずれがある」と発言
12日	農業WGが「農業協同組合の見直しに関する意見」発表
25日	自民党が衆院選公約を発表 ⇒農協改革は「議論深める」
27日	公明党が衆院選公約を発表 ⇒農協改革はJAの自己改革尊重
2015年	
1月6日	西川農相が全中監査の義務付け廃止の意向を表明
16日	安倍首相が「中央会は脇役に徹していただきたい」と発言
20日	自民党農協改革等法案検討PTが初会合
21日	公明党農林水産業活性化調査会などで農協改革議論開始
2月9日	政府・自民党、JA全中が「農協改革の骨格」に合意
10日	規制改革農業WG ⇒新たな監査体制についても引き続き注視していく考えを表明

JAの「事業・組織の在り方」の見直しを提起

中央会制度の廃止  
准組合員の利用量は正組合員の2分の1以下に制限  
全農の株式会社化など

中央会は自律的新たな制度へ  
准組合員規制はルールを導入  
全農の株式会社化は選択制

全中監査の義務付け廃止  
中央会は一般社団法人へ  
准組規制の早期導入を

全中の監査部門を分離  
全中は社団法人化も農協法の付則で役割を位置づけ

（2月12日付け日本農業新聞より）

- また、自主・自立の協同組合であるJAグループの改革は組合員の意思による自己改革が基本であり、各県域での議論等も踏まえ、全中会長の諮問機関である「総合審議会」等を中心に自己改革案をとりまとめました。
- 本県でも検討委員会を設置し、全国段階と併行的に検討を進め、自己改革案のとりまとめへの意思反映に努めるとともに、果樹園芸を主体とする本県農業の特性を踏まえた営農経済事業のあり方について検討を進めました。

## 自己改革の基本的な考え方

「農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、総合事業の展開により、農業者ならびに地域住民と一体となって「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現をめざします。

### 政府等との攻防～苦渋の決断へ

- JAグループが自己改革案をとりまとめた翌日には西川農相が「（政府の考えと）ずれがある」と指摘。WGも全中監査の義務付け廃止や准組合員規制の早期導入など、6月の与党とりまとめを逸脱する内容の意見を発表するなど、農協改革をめぐる情勢が一段と厳しさを増しました。
- JAグループでは、自己改革の実現に向け、与党や各市町村の首長・議会への要請・請願活動等働きかけを行い、理解を求めました。1月下旬から開催された与党の関係会合等では、多くの議員から、現場の思いを汲んだ慎重な意見がだされましたが、2月に入って「インナー会議」が政府とJA側と最終調整を行い、**全中の監査部門の分離や全中の一般社団法人化**が進められることとなりましたが、**准組合員の利用量規制は導入を見送る**こととされたため、大幅に譲歩し苦渋の決断により「農協改革の骨格」について合意しました。

### 自己改革の実現へ（今後の取組み）

- 今回の農協改革は、官邸主導のなかで進められ、「改革のための改革」ではないのかなどの思いが強く残るなかでの合意となりました。この決断が、真に「農業所得の向上、地域の活性化」に結びつくよう、自己改革の実現に全力で取り組む必要があります。

- このため、本県農業の特性を踏まえた営農経済事業のあり方のほか、中央会制度・監査のあり方など本県JAグループの今後の基本方向については、11月に開催を予定している第28回和歌山県JA大会の議案づくりの過程で十分な組織協議を行い具体化し、JA大会での決議を経てその実践に取り組みます。
- 一方、農協改革の攻防のなかで、将来にわたり准組合員が安定的にJA事業を利用できるよう、**第8条の農協の事業目的に「地域振興に関する目的」を明記**するよう求めてきましたが、骨格ではその旨が反映されておらず、**JAの理事構成についても「各地域の実情に沿った柔軟なものにすべき」との主張も反映されていません。**このため、今後、政府・与党等で行われる法案作成過程において、JAグループの主張が反映されるよう引き続き働きかけを継続する必要があります。

- また特に、**准組合員の利用量規制のあり方**については、「**5年間の利用実態や農協改革の実行状況の調査を行い決定する**」とされており、規制改革会議等から議論を蒸し返される恐れがあり、自己改革に全力で取り組むとともに、地域においてJAが果たしている役割について、組合員はもとより地域住民等の理解を深める取組みの一層の強化が必要です。

## 農協改革の骨格（ポイント）

### 准組合員の利用量規制

- 導入を見送り
- 5年間正組合員および准組合員の利用実態ならびに農協改革の実行状況の調査を行い、慎重に決定する

### 農協の理事構成

- 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物販売・経営のプロとすることを求める

### 農協の事業目的（第8条）

- 農業者の利益の増進を図らねばならない等に改正

### 農協の監査

- 公認会計士による会計監査を義務付け
- 全中の監査部門を外だしし、公認会計士法に基づく監査法人を新設（一般の監査法人との「選択制」に）

### 中央会制度

- 都道府県中央会は農協法上の「連合会」に
- 全中は一般社団法人化（農協法の附則で役割を位置付け）